

## 旅行条件書

お申込の際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1.本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 2.募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、伊豆箱根バス株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、最終旅行日程表及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

### 3.旅行の申込と旅行契約の成立時期

当社にて当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ、旅行代金を添えてお申し込みいただきます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行代金を受領したときに成立するものといたします。

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします

### 4.お申込条件

- (1)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (2)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)小学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

### 5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかに契約書面をお渡しします。

## 6.旅行代金のお支払い

旅行代金は、水陸両用バスご乗車前までに当社受付にてお支払いいただきます。

当日乗車時刻 15 分前までに、受付までお越しください。

## 7.旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金が含まれます。これらの費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

## 8.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、お客様にあらかじめ説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においては変更後にご説明いたします。

## 9.取消料

旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合は 100%を申受けます。

## 10.特別補償

- (1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2~20万円)及び通院見舞金(1~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。)を支払います。
- (2)お客様が当該旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、疾病等によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (3)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

## 11.お客様の責任

- (1)ご旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに現地係員、輸送機関等旅行サービス提供機関にご連絡ください。
- (2)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (3)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様には、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

## 13.個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。当社における個人情報取扱管理部署については、当社ホームページをご参照ください。  
(<http://www.izuhakone.co.jp>)

#### 14.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2018年4月27日を基準日とし、旅行代金については、2018年3月27日現在で有効な運賃・料金を基準として算出しています。

#### 15.約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

静岡県知事登録旅行業 第2-538号

〒250-0522

神奈川県足柄下郡箱根町元箱根36

伊豆箱根バス(株) 箱根営業所

TEL 0460-86-2048